

# 施設利用の手引き

## 1. 施設予約の受付場所と時間

	4月～10月	11月～3月	休園（館）日等
総合スポーツ公園	午前9時～午後9時	午前9時～午後5時30分	12月29日～1月4日 臨時休園日

### ☆注意事項☆

- ※1) 富田林市スポーツ情報管理システム（OPAS）への利用登録は総合スポーツ公園だけでなく、市民総合体育館、青少年スポーツホールの各窓口でご登録いただけます。
- ※2) 市民総合体育館・青少年スポーツホールなど他館の窓口では総合スポーツ公園の雨天還付、変更取消申請など各種手続きは受付できません。

## 2. OPAS利用登録及び利用者登録カードの発行

施設ご利用の際は、富田林市スポーツ施設情報システム（以下OPAS）への利用登録が必要となります。OPASに登録いただいた人には利用者登録カードを発行します。

富田林市外でOPASをご利用頂いている方も富田林市での登録が必要となります。

※ 登録時に居住区分（市内・市外）を確定します。

### ● 利用者登録に必要なもの

- ・ OPAS利用者登録申請書、預（貯）金口座振替依頼書
- ・ 住所等の確認ができるもの（免許証など）、富田林市内在学・在勤の人はその証明ができるもの（保険証など）
- ・ 団体競技の場合は団体構成表（団体構成員の氏名・住所・電話番号を記載した名簿）  
一富田林市内に在学・在勤の人についてはその名称・所在地・電話番号も記入してください

#### A. 市内…富田林市内在住・在学・在勤の人

団体競技の場合は団体構成員の7割以上が富田林市内在住・在学・在勤の人で構成されている団体。事業所・学校等の団体はその所在地が富田林市内にあるもの。

#### B. 市外…A以外の人及び団体。

※広域連携5市町村（河内長野市・大阪狭山市・河南町・太子町・千早赤坂村）に該当する方も、登録の段階では居住区分は“市外”になります。

### ● 登録には登録料500円が必要となります。

（口座振替での登録の場合は登録月翌月に口座より引き落としされます。）

- 利用者登録カードはご本人様以外の利用はできません。利用当日は必ずカードをご持参ください
- 登録内容に変更が生じた場合は総合スポーツ公園までご連絡ください。
- OPAS利用者登録カード（以下OPASカード）の有効期限は発行日から3年間です。

更新の際、事務手数料300円が必要となります。

※口座振替で登録されている場合、自動更新となります。登録を廃止される場合はお申し出ください。

※口座振替で登録されている場合、更新事務手数料300円は口座から引き落としされます。

## 3. 施設利用予約の申請方法

施設の利用予約は、OPASもしくは窓口にて行います。

窓口での施設利用予約の申請には、OPASカードと利用料金をお持ちください。

- ※1) 電話でのお申込はできませんが、空き状況のお問合せはできます。
- ※2) テニスコートのお申込はお一人様で同一時間帯1面のみとさせていただきます。  
但し、総合スポーツ公園窓口でのみ平日に限り、お一人様同一時間帯3面までお申込み頂けます。
- ※3) 各申請手続はご本人様が行ってください。

### ☆ 雨天等の場合 ☆

利用の可否を利用区分開始の1時間前（午前9時からご利用の人は30分前）に必ず総合スポーツ公園まで（窓口もしくは電話で）お問合せください。

既に入金済の申請で利用日が雨天等その他施設側の理由により施設を利用区分の1/2を超えないで利用することができなくなったとき、夜間照明設備以外の利用料金を全額還付します。還付申請には、利用許可書をお持ちください。

### ☆ 取消の場合 ☆

既に入金済の申請で利用日の30日前までに申請したときは利用料金の5割、

15日前までに申請したときは2割を還付します。取消申請には、利用許可書をお持ちください。

またOPASより申し込まれた申請を取り消す場合、30日前までに申請したときは利用料金の5割、

15日前までに取り消された場合は8割、それ以降は利用料金全額が取消料として翌月引き落としされます。

### ☆ 変更の場合 ☆

利用許可（利用日等）の変更は利用日の1週間前までに1回のみ行えます。

また、変更により還付額が生じる場合は、差額の5割を還付します。変更申請には、利用許可書をお持ちください。OPASにて申し込まれた方も窓口にて対応させていただきます。

※4) 取消の還付期限を過ぎた申込を変更される場合、変更後取消による利用料金の還付はできません。